

岐阜県企業立地促進事業補助金交付要綱

(総則)

第1条 県は、企業の立地を促進し、県経済の活性化及び県民生活の安定化を図るため、企業（営利の目的をもって事業を営む法人をいう。以下同じ。）が行う事業所の設置に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 事業所 受託開発ソフトウェア業、パッケージソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業、データセンター若しくはソリューションセンターのための事業所、日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に掲げる大分類Eの製造業（以下「製造業」という。）の工場若しくは研究開発施設、植物工場又は物流施設をいう。
- 二 データセンター 通信回線を利用して顧客の提供データをコンピュータにより集約的に管理するとともに、データ処理システムの構築又は運用等について付加的な価値の提供を行う施設をいう。
- 三 ソリューションセンター 企業等がシステム構築等を行うに当たって生じる問題に対し、適切な支援（コンサルティング、システム開発、システム導入、運用サポート、コンピュータ関連製品動作テスト、IT研修その他各種関連サービス）を行う施設をいう。
- 四 研究開発事業 次のいずれかに該当する事業（以下「技術先端産業」という。）のための基礎研究、応用研究又は製品開発研究を行う事業（技術先端産業を営む者が自らこれを行う場合を含む。）をいう。
 - イ バイオテクノロジーを利用する事業
 - ロ ナノテクノロジーを利用する事業
 - ハ ヴァーチャルリアリティ（以下「VR」という。）技術を利用する事業のうち、次に掲げる事業
 - (1) VR用入出力装置の設計製造を行うもの
 - (2) VR技術を用いた操作・入出力装置を備えた各種機械器具の設計製造を行うもの
 - (3) VR技術を用いた各種業務の訓練装置等の施設の提供を行うもの
 - (4) VR技術を用いて製品の設計、デザイン、構造解析又は性能評価を行うもの（技術内容が高度であると知事が認めたものに限る。）
- 五 初期投下固定資産 地方税法（昭和25年法律第226号）第341条に規定する土地、家屋及び償却資産のうち、次に掲げるものをいう。
 - イ 土地 家屋を新築し、又は増築する工事の着手前1年（未造成の用地を取得した場合にあつては、当該工事の着手前3年）から操業又は営業の開始に至るまでに新たに取得したもののうち、家屋の延べ床面積の65分の100に相当する面積に係るもの
 - ロ 家屋 直接事業の用に供するものとして操業又は営業の開始に至るまでに新たに取得したもの
 - ハ 償却資産 家屋の取得に伴い新たに取得したもののうち、直接事業の用に供するものとして家屋を新築し、又は増築する工事の着手日から操業又は営業の開始に至るまでに取得したもの
- 六 新規地元常用雇用者 事業所の設置に伴い次のイからハまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからハまでに定める期間内において、新たに増員され、継続して雇用される者又は

- 新たに県外から転入する常用雇用者で、期間の定めのない労働契約を締結するもの（県内に居住する者に限る。）をいう。
- イ 別表補助対象事業の欄 1 の場合 第 4 条第 1 項の規定による指定の申請の日から第 8 条第 1 項の規定による交付の申請の日まで
- ロ 別表補助対象事業の欄 2 一の場合 第 6 条第 1 項の規定による承認の申請の日から営業の開始後 6 0 月を経過する日まで
- ハ 別表補助対象事業の欄 2 二の場合 第 6 条第 1 項の規定による承認の申請の日から営業の開始後 1 2 月を経過する日まで
- 七 県営工業団地 岐阜県土地開発公社が県の依頼により造成する事業用地で、県又は岐阜県土地開発公社（以下「県等」という。）が分譲（賃貸を含む。以下同じ。）を行うもの（県等が分譲を行った後に、当該分譲を受けた者が他者に譲渡、貸与等を行う場合を除く。）をいう。
- 八 税財政優遇策 次に掲げるものをいう。
- イ 課税免除による優遇措置
- ロ 補助又は助成制度、奨励金その他の財政支出による優遇措置
- 九 過疎地域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 1 9 号）第 2 条第 1 項（同法第 4 4 条第 1 項の規定により適用される場合を含む。）に規定する過疎地域、同法第 3 条第 1 項及び第 2 項（同法第 4 4 条第 1 項の規定により適用される場合を含む。）の規定による一部過疎地域並びに同法第 4 4 条第 4 項の規定によるみなし過疎地域をいう。
- 十 子会社 会社法（平成 1 7 年法律第 8 6 号）第 2 条第 3 号に規定する子会社をいう。
- 十一 親会社 会社法第 2 条第 4 号に規定する親会社をいう。
- 十二 中小企業 中小企業基本法（昭和 3 8 年法律第 1 5 4 号）第 2 条第 1 項各号のいずれかに該当する中小企業者をいう。
- 十三 植物工場 植物の生育環境（光、温度、湿度、二酸化炭素濃度、養分、水分等）を制御して栽培を行う施設園芸のうち、環境及び生育のモニタリングを基礎として、高度な環境制御を行うことにより、野菜等の植物の周年・計画生産が可能な栽培施設をいう。
- 十四 物流施設 日本標準産業分類に掲げる中分類 4 4 の道路貨物運送業、中分類 4 7 の倉庫業、小分類 4 8 2 の貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く。）又は大分類 I の卸売業若しくは小売業を営む者が、商品の集荷、仕分、発送等を複合的に行うための物流拠点又は流通過程における加工場をいう。
- 十五 既存敷地 取得し、又は賃借してから工事に着手するまでに 1 年（未造成の用地を取得した場合にあっては、3 年）以上を経過した土地をいう。
- 十六 サプライチェーン対策 製品の部品等に係る国際的なサプライチェーンの毀損のリスクを軽減するため、海外から国内に部品等の生産拠点を移行すること並びに経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令（令和 4 年政令第 3 9 4 号）第 1 条の規定により指定された特定重要物資のうち、抗菌性物質製剤、永久磁石、工作機械及び産業用ロボット、航空機の部品（航空機用原動機及び航空機の機体を構成するものに限る。）、半導体素子及び集積回路、蓄電池、船舶の部品（船舶用機関、航海用具及び推進器に限る。）並びにコンデンサー及びろ波器の安定的な供給を確保することをいう。
- 十七 脱炭素化促進事業 産業競争力強化法（平成 2 5 年法律第 9 8 号）第 2 1 条の 1 3 第 2 項第 3 号に規定するエネルギー利用環境負荷低減事業適応に関する計画について、同法第 2 1 条の 1 5 第 1 項の認定を受けた事業（製造業に属する事業に限る。）をいう。
- 十八 国補助金 初期投下固定資産について交付される国庫を原資とした補助金、交付金等（新型コロナウイルス感染症対策に係るものを除く。）をいう。

十九 企業立地の補助金 岐阜県企業立地促進事業補助金（平成１７年８月１日制定）、岐阜県本社機能移転促進事業補助金（平成２７年４月１日制定）及び岐阜県大規模空き工場企業誘致補助金（平成２５年４月１日制定）をいう。

（欠格事由）

第２条の２ 第１条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助金の交付の対象となることができない。

一 企業立地の補助金の規定による指定を、過去に同一の敷地において受けている法人

二 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。次号において「暴対法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

三 役員等（役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴対法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している法人

四 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している法人

五 役員等が、その属する法人若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している法人

六 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人

七 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人

八 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している法人

九 「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」が創設した「パートナーシップ構築宣言」に参加していない法人

（補助対象事業等）

第３条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及び経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助金の額並びに限度額については、別表のとおりとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この要綱による補助金の交付の対象としないものとする。

一 事業所を設置する市町村の税財政優遇策（普通交付税に関する省令（昭和３７年自治省令第１７号。以下「省令」という。）第４３条に規定する課税免除等の特例規定の適用を受けることとなる課税免除による優遇措置を除く。）の適用を受けない事業である場合

二 この要綱による補助金を除く県の税財政優遇策（省令第４２条に規定する課税免除等の特例規定の適用を受けることとなる課税免除による優遇措置を除く。）の適用を受ける事業である場合（補助対象経費と重複する経費に対するものに限る。）

三 事業所において、知事が別に定めるところにより行う岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業の登録を受けない場合

四 事業所において、知事が別に定めるところにより行う「清流の国ぎふ」ＳＤＧｓ推進ネットワークに入会しない場合

（補助対象事業の指定の申請）

第４条 別表補助対象事業の欄１に該当する事業に係る補助金の交付を受けようとする者は、協議の上、家屋を新築し、又は増築する工事の着手日の９０日前までに別記第１号様式によ

- り知事に指定の申請をし、補助対象事業に該当する旨の知事の指定を受けなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する期日までに事業計画が定まらない等の理由により指定の申請ができない場合は、前項の着手日の90日前までに別記第1号様式の2により知事に申請をし、その承認を受けなければならない。この場合において、当該承認を受けた者は、前項の着手日の30日前までに、別記第1号様式により知事に指定の申請をし、補助対象事業に該当する旨の知事の指定を受けなければならない。
- 3 前2項の指定の申請について、親会社及び子会社又はこれらと同等の関係にある複数の企業が共同で事業を行うときは、連名で、又は共同で事業を行う複数の企業のうち代表を定めて申請することができる。

(補助対象事業の指定)

第5条 知事は、前条第1項の指定の申請について、その内容が補助対象事業として適当であると認めるときは、補助対象事業として指定し、別記第2号様式により、その旨を通知するものとする。

- 2 知事は、前条第3項の規定による申請について、当該複数の企業による共同事業が一の事業であると認める場合に限り、前項の規定による指定を行うものとする。

(補助対象事業の承認)

第6条 別表補助対象事業の欄2に該当する事業に係る補助金の交付を受けようとする者は、協議の上、事業所の賃貸借契約の締結日の15日前までに別記第3号様式により知事に承認の申請をし、補助対象事業に該当する旨の知事の承認を受けなければならない。

- 2 第4条第3項の規定は、前項の承認の申請について準用する。
- 3 知事は、第1項の承認の申請について、その内容が補助対象事業として適当であると認めるときは、補助対象事業として承認し、別記第4号様式により、その旨を通知するものとする。
- 4 前条第2項の規定は、前項の規定による承認について準用する。

(補助対象事業の事業所の変更の承認)

第7条 前条第3項の規定による承認を受けた者が、事業所の設置場所を変更しようとする場合には、変更後の事業所の賃貸借契約の締結日の15日前までに別記第4号様式の2により変更の承認の申請をし、知事の承認を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の変更の承認の申請について、その内容が引き続き補助対象事業として適当であると認めるときは、これを承認し、別記第4号様式の3により、その旨を通知するものとする。

(補助金の交付の申請)

第8条 第5条第1項の規定による指定を受けた者は、補助金の交付を受けようとするときは、操業又は営業の開始日から起算して6月以内に、別記第5号様式により知事に交付の申請をしなければならない。

- 2 第6条第3項の規定による承認を受けた者は、補助金の交付を受けようとするときは、営業の開始日の15日前（2年目以降の補助金の交付の申請については、営業の開始から12月ごとの期間（以下「交付申請対象期間」という。）の末日から20日以内）までに、別記第6号様式により知事に交付の申請をしなければならない。
- 3 前2項の規定により交付の申請をする者は、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付の決定通知)

第9条 規則第7条の規定による交付の決定の通知は、第5条第1項の規定による指定を受けた者に対しては別記第7号様式により、第6条第3項の規定による承認を受けた者に対しては別記第8号様式により行うものとする。

2 知事は、前条第3項本文の規定により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付の申請がなされたものについて、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。

3 知事は、前条第3項ただし書の場合においては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

(補助金の交付の条件)

第10条 知事は、規則第5条の規定により補助金の交付の決定をする場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、規則第6条各号に掲げるもののほか、次に掲げる条件を付けることができる。

一 別表補助対象事業の欄1に該当する事業において、補助金の額が1億円を超える場合は、当該1億円を超える部分に対する補助金を翌年度以降に分割して交付すること。ただし、国補助金の額が10億円以上の場合（県営工業団地への立地の場合を除く。）にあっては、5年の均等割による交付とする。

二 その他知事が必要と認めるもの

2 規則第6条第1号の知事の定める軽微な変更は、別表に掲げる補助対象経費の20パーセント以内の配分の変更とする。

3 規則第6条第2号の知事の定める軽微な変更は、補助金の交付の目的及び補助対象事業の能率に影響を及ぼさない範囲内の変更その他補助対象事業の細部の変更とする。

4 規則第6条第1号及び第2号の知事の承認を受けようとする場合の申請書の様式は、別記第9号様式のとおりとする。

(申請の取下げ)

第11条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることができるのは、補助金の交付の決定日から15日以内とする。

(実績の報告)

第12条 規則第5条の規定による交付の決定を受けた者は、交付申請対象期間の末日から30日以内に、別記第10号様式により知事の実績の報告をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第5条第1項の規定による指定を受けた者にあっては、第8条第1項の交付の申請をしたことをもって前項の実績の報告に代えるものとする。

3 第1項の場合において、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかとなるときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(履行確認)

第13条 知事は交付申請書及び現地確認により事業終了後すみやかに履行の確認を行う。

2 現地確認を行うときは、あらかじめ、当該事業者等に、確認の日時、確認の場所、その他必要な事項を通知するものとする。ただし、緊急に確認を行う必要があるときは、この限りでない。

(補助金の額の確定)

第14条 規則第14条の規定による額の確定の通知は、別記第11号様式により行うものとする。

2 規則第14条の規定にかかわらず、第5条第1項の規定による指定を受けた者にあっては、規則第5条の規定による交付の決定をもって規則第14条の規定による額の確定に代えるものとする。

(補助金の交付請求書)

第15条 前条第1項の通知又は前条第2項の交付の決定を受けた者は、別記第12号様式により知事に補助金の交付を請求することができる。

(補助金の交付)

第16条 知事は、前条の規定による請求を受けたときは、補助金を交付するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第17条 補助金の交付を受けた者は、補助対象事業の完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、別記第13号様式により速やかに知事に報告をしなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(暴力団等の排除)

第18条 規則第4条の交付の申請があった場合において、当該申請をした者が第2条の2各号の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。

2 知事は、規則第5条の規定による交付の決定をした後において、当該交付の決定を受けた者が第2条の2各号の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により、補助金の交付の決定を取り消すものとする。

3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、規則第18条第1項の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

(指定の取消し等)

第19条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第5条第1項の規定による指定、第6条第3項若しくは第7条第2項の規定による承認又は規則第5条の規定による交付の決定を取り消すことができる。

一 第5条第1項の規定による指定を受けた事業所又は第6条第3項若しくは第7条第2項の規定による承認を受けた事業所が、事業の休止又は廃止その他の事由により事業を実施していないとき。

二 第6条第3項又は第7条第2項の規定による承認を受けた事業所が、正当な理由なく、補助金の交付を受けた日から5年以内に事業を休止し、廃止し、又は著しく縮小したとき。

2 知事は、前項の規定による取消しを受けた者が既に補助金の交付を受けているときは、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(地位の承継)

第20条 補助金の交付後に、合併、譲渡その他の事由により補助対象事業を承継した者は、この要綱に基づく補助対象事業に係る地位を承継するものとする。

2 前項の規定によるほか、合併、譲渡その他の事由により事業を承継した場合で、知事が補助対象事業の同一性、継続性等の観点から適当と認めたときは、当該事業を承継した者は、次に掲げる地位を承継することができるものとする。

一 第4条第1項の指定の申請を行った者の地位

二 第5条第1項の規定による指定を受けた者の地位

三 第6条第1項の承認の申請を行った者の地位

四 第6条第3項の規定による承認を受けた者の地位

五 第7条第1項の変更の承認の申請を行った者の地位

六 第7条第2項の規定による承認を受けた者の地位

七 第8条第1項又は第2項の規定による交付の申請を行った者の地位

八 規則第5条の規定による交付の決定を受けた者の地位

九 規則第13条の規定による実績の報告を行った者の地位

十 規則第14条の規定による額の確定を受けた者の地位

- 3 前2項の規定により地位を承継した者は、地位を承継させた者との連名により、その承継した日から1月以内に、別記第14号様式により承継の事実を証明する書類を添えて、知事に届け出なければならない。

(指示事項の遵守)

第21条 補助金の交付を受けた者は、別記第15号様式により、補助金の交付の決定を受けた日の属する事業年度開始の日から6年以内に終了する各事業年度の操業、雇用、営業等の状況について、各事業年度終了日の翌日から3月以内に、知事に報告しなければならない。

- 2 補助金の交付を受けた者は、知事が当該補助金の交付の対象となる事業所の操業、雇用、営業等の状況等についての報告を求める等必要な指示をしたときは、これに従うものとする。

(財産処分の制限)

第22条 規則第21条第2号の知事の定めるものは、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が1件当たり50万円以上の償却資産とする。

- 2 規則第21条ただし書の知事が定める期間は、補助金の交付を受けた日（第10条第1項第1号に規定する条件に基づいて補助金を分割交付する場合は、別記第7号様式により通知する年度の補助金の交付を受けた日）後5年間とする。

(書類、帳簿等の保存期間)

第23条 規則第22条に規定する書類、帳簿等の保存期間は、補助対象事業が完了した年度の翌年度以後5年間とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年8月1日から適用する。

なお、本要綱適用以前において、岐阜県知識産業立地促進事業補助金交付要綱（昭和61年9月1日制定）第4条に基づく事前協議並びに岐阜県コールセンター等立地促進事業補助金交付要綱（平成15年4月1日制定）第4条に基づく指定又は第6条に基づく承認を受けた者については、本要綱第4条で規定する指定又は第6条で規定する承認を受けた者とみなし、本要綱を適用する。

- 2 岐阜県知識産業立地促進事業補助金交付要綱及び岐阜県コールセンター等立地促進事業補助金交付要綱は廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年9月3日から施行し、改正後の岐阜県企業立地促進事業補助金交付要綱は平成19年4月1日以後の要綱第4条の規定による指定申請又は要綱第6条の規定による承認申請に対する平成20年度分の予算に係る補助金から適用する。

- 2 平成19年3月31日までに改正前の要綱（以下「旧要綱」という。）第4条の規定による指定申請又は旧要綱第6条の規定による承認申請をした者に対する岐阜県企業立地促進事業補助金の交付については、なお従前の例による。同日において現に県又は（財）岐阜県産業経済振興センター企業立地支援部の職員による誘致活動をしている者に対する同補助金の交付についても同様とする。

- 3 前号後段の規定の適用について、平成21年4月1日以後の要綱第4条の規定による指定申請又は要綱第6条の規定による承認申請に対する平成21年度分以後の予算に係る補助金の交付については、改正後の要綱を適用する。

- 4 要綱別表中、補助対象事業の1に係る第2号後段の規定の平成21年4月1日以後の適用について、平成21年3月31日において土地取得（土地取得契約の締結を含む。）前の事業にあっては、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める日までに施設の設置工事に着手した場合に限り適用する。

イ 造成済みの用地を取得した場合 平成23年3月31日

ロ 未造成の用地を取得した場合 平成 25 年 3 月 31 日

附 則

- 1 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行し、改正後の岐阜県企業立地促進事業補助金交付要綱は平成 21 年 4 月 1 日以後の要綱第 4 条の規定による指定申請又は要綱第 6 条の規定による承認申請に対する平成 21 年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 平成 21 年 3 月 31 日までに改正前の要綱（以下「旧要綱」という。）第 4 条の規定による指定申請又は旧要綱第 6 条の規定による承認申請をした者に対する岐阜県企業立地促進事業補助金の交付については、なお従前の例による。同日において現に県による誘致活動をしている者に対する同補助金の交付についても同様とする。
- 3 要綱別表中、補助対象事業の 1 に係る前号後段の規定は、平成 21 年 3 月 31 日において土地取得（土地取得契約の締結を含む。）前の事業にあつては、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める日までに施設の設置工事に着手した場合に限り適用する。

イ 造成済みの用地を取得した場合 平成 23 年 3 月 31 日

ロ 未造成の用地を取得した場合 平成 25 年 3 月 31 日

附 則

この要綱は、平成 22 年 9 月 3 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 23 年 12 月 20 日から施行し、改正後の要綱は平成 23 年 12 月 20 日以後に第 4 条の規定に基づく指定申請又は第 6 条の規定に基づく承認申請を行う事業から適用する。
- 2 平成 23 年 12 月 19 日以前に国（特殊法人、独立行政法人を含む。）の補助又は助成の採択（内示を含む。）を受けた事業については、前号の規定にかかわらず、改正前の要綱第 3 条の規定を適用する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行し、改正後の要綱は平成 25 年 4 月 1 日以後に要綱第 4 条の規定に基づく指定申請を行う事業から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間における第 3 条及び別表補助対象事業の欄 1 三の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 3 条	省令第 42 条に規定する課税免除等の特例規定の適用を受けることとなる課税免除	省令第 42 条に規定する課税免除等の特例規定の適用を受けることとなる課税免除又は岐阜県企業立地の促進のための不動産取得税の税率の特例に関する条例（平成 26 年条例第 38 号）の規定
別表 1 三	県営工業団地への立地の場合	県営工業団地への立地の場合又は新規地元常用雇用者が 50 人以上（既存敷地内に増設した場合は、75 人以上）の場合

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行し、改正後の企業立地促進事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、平成27年4月1日以後に新要綱第4条の規定により指定申請を行う事業から適用する。
- 2 平成26年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行し、改正後の企業立地促進事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、平成28年4月1日以後に新要綱第4条の規定により指定申請を行う事業から適用する。
- 2 平成27年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行し、改正後の企業立地促進事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、平成29年4月1日以後に新要綱第4条の規定による指定の申請又は新要綱第6条の規定による承認の申請を行う事業から適用する。
- 2 平成29年4月1日から平成33年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、同条中次の表の左欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

省令第42条に規定する課税免除等の特例規定の適用を受けることとなる課税免除	省令第42条に規定する課税免除等の特例規定の適用を受けることとなる課税免除又は岐阜県企業立地の促進のための不動産取得税の税率の特例に関する条例（平成26年条例第38号）の規定
---------------------------------------	---

- 3 平成28年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日以後に第4条の指定の申請又は第6条の承認の申請を行う事業に係る補助金について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日以後に第4条の指定の申請を行う事業に係る補助金について適用する。
- 2 令和2年3月31日までに県が誘致活動をしている者に対するこの要綱の適用については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和2年10月20日以後に第4条の指定の申請又は第6条の承認の申請を行う事業に係る補助金について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日以後に第4条の指定の申請を行う事業に係る補助金につい

て適用する。

- 2 前項の規定にかかわらず、令和3年8月31日までに第4条第1項に規定する工事に着手する事業に係る同項の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 第1項の規定にかかわらず、令和3年3月31日までに県が誘致活動をしている者に対するこの要綱の適用については、なお従前の例による。
- 4 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間における第3条第1項第2号の規定の適用については、同号中「課税免除による」とあるのは、「課税免除又は岐阜県企業立地の促進のための不動産取得税の税率の特例に関する条例（平成26年岐阜県条例第38号）の規定による」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、令和3年9月7日以後に第9条第1項の交付の決定の通知を行う事業に係る補助金について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日以後に第4条の指定の申請を行う事業に係る補助金について適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、令和4年3月31日までに県が誘致活動をしている者に対するこの要綱の適用については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日以後に第4条の指定の申請又は第6条の承認の申請を行う事業に係る補助金について適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までに県が誘致活動をしている者に対するこの要綱の適用については、なお従前の例による。
- 3 第4条第1項の指定の申請（物流施設の設置に関するものに限る。）を令和5年6月30日前行う場合における同項の規定の適用については、同項中「工事の着手日の90日前まで」とあるのは、「工事の着手日以前」とする。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日以後に第4条の指定の申請又は第6条の承認の申請を行う事業に係る補助金について適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、令和6年3月31日までに県が誘致活動をしている者に対するこの要綱の適用については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日以後に第4条の指定の申請又は第6条の承認の申請を行う事業に係る補助金について適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、令和7年3月31日までに県が誘致活動をしている者に対するこの要綱の適用については、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額	限度額
1 土地、家屋又は償却資産を取得する事業			
一 受託開発ソフトウェア業、パッケージソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業、ソリューションセンターの事業所の設置 ・初期投下固定資産額5千万円以上 ・新規地元常用雇用者5人以上	事業所の設置に係る初期投下固定資産の取得に要する経費	補助対象経費の実支出額（第8条の交付の申請の日までに経費が支出された額に限り、仲介手数料、租税公課等を除く。）の10分の1以内（既存敷地における設置又は県内に事業所がある企業による設置に係る事業にあつては、10分の0.5以内。ただし、知事が特に認める場合は、この限りでない。）の額。 ただし、国補助金の額が10億円以上の場合（県営工業団地への立地の場合を除く。）は、本文の規定により算定した額（5億円を超える場合にあっては、5億円）から国補助金の額に10分の1を乗じて得た額を控除した額以内の額とする。	5億円 （県営工業団地への立地の場合は、10億円）
二 研究開発事業の事業所の設置 ・初期投下固定資産額1億円以上 ・新規地元常用雇用者5人以上			
三 技術先端産業、航空宇宙産業（民需に限る。）、新エネルギー関連産業、食料品関連産業、医薬品関連産業、医療・福祉機器関連産業、半導体関連産業の製品製造を行う事業所、データセンターの事業所及び知事が特に認める事業所の設置 ・初期投下固定資産額3億円以上 ・新規地元常用雇用者10人以上 （県内に事業所がある企業による設置又はデータセンターの事業所の設置にあつては、5人以上とする。）			
四 サプライチェーン対策としての製品の部品等の製造を行う事業所の設置 ・初期投下固定資産額3億円以上 ・新規地元常用雇用者10人以上 （県内に事業所がある企業による設置にあつては、5人以上とする。）			
五 脱炭素化促進事業を行う事業所の設置 ・初期投下固定資産額3億円以上 ・新規地元常用雇用者10人以上 （県内に事業所がある企業による設置にあつては、5人以上とする。）			
六 製造業（上記一～五を除く。）の事業所の設置 イ 過疎地域又は県営工業団地 ・初期投下固定資産額3億円以上 ロ イ以外の区域（中小企業に限る。） ・初期投下固定資産額5億円以上 ハ イ、ロ以外 ・初期投下固定資産額10億円以上 ・新規地元常用雇用者10人以上 （県内に事業所がある中小企業による設置にあつては、5人以上とする。）			5億円
七 植物工場の設置 ・初期投下固定資産額10億円以上 ・新規地元常用雇用者10人以上			
八 物流施設の設置 ・初期投下固定資産額10億円以上 ・新規地元常用雇用者10人以上			
2 事業所を賃借する事業			
一 受託開発ソフトウェア業、パッケージソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業、ソリューションセンター、データセンターの事業所の設置 ・新規地元常用雇用者5人以上	営業後60月以内の次に掲げる経費 (1)事業所賃借料 (2)通信回線使用料 (3)新規地元常用雇用者の雇用に係る経費	(1) 事業所賃借料（共益費を含み、敷金、権利金その他これらに類する諸経費及び租税公課を除く。）の2分の1以内の額 (2) 通信回線使用料（租税公課等を除く。）の2分の1以内の額 (3) 新規地元常用雇用者（2年目以降の交付の申請においては、当該事業所の全体の雇用者の増加数に対応する人員分に限り、雇用期間が1年に満たない人員分を除く。）1人につき30万円	3億円※ ※〔(1)+(2)+(3)〕における60月の通算額

	二 物流施設の設置 ・新規地元常用雇用者10人以上 ・延床面積1万㎡超の物流施設に、施設設置後5年以内に入居 ・賃借契約が5年以上	営業後12月以内の次に掲げる経費 (1)事業所賃借料 (2)新規地元常用雇用の雇用に係る経費	(1) 事業所賃借料（共益費を含み、敷金、権利金その他これらに類する諸経費及び租税公課を除く。）の2分の1以内の額 (2) 新規地元常用雇用者1人につき30万円	6千万円※ ※〔(1)+(2)〕における12月の通算額。ただし、(1)については500万円を限度額とする。
--	--	---	--	---